

花見川区バリアフリーに災害を考える会 規約

2021年6月1日制定

(目的)

第1条 「花見川区バリアフリーに災害を考える会」(以下、「本会」と略す)は、視覚の弱い人およびそのサポーターに加え、広く一般の人と共に、IT機器やアプリケーションの便利さを知り、体験するなどの活動を行い、地域の交流を深めながら、災害時も安心できる地域の仕組づくりを考え、誰もが互いに手助けしあえる持続可能な社会をつくることを目的とする。

(業務)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①IT機器の使用法やアプリの体験、相互の交流などを楽しむサロンの開催
- ②災害時、避難所が誰にとっても安心・安全な場となるよう考える避難体験会の開催
- ③その他、本会の目的に沿う多様な活動や諸団体との連携

(会員・役員)

第3条 本会は、趣旨に賛同する会員により構成され、以下の役員を置く。

- 2 会長・・・1名…本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長・・・若干名…会長を補佐し、会長に事故あるときは、合議によりその職務を代理する。
- 4 会計監査・・・2名…本会の会計を監査する。
- 5 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の種類)

第4条 本会の会議は総会及び連絡会議とする。

(総会)

第5条 総会は会長が招集し、議長を務め、以下のことを審議する。

- ①基本的な運営方針に関する事項
- ②本規約の変更及び廃止に関する事項
- ③予算及び決算に関する事
- ④会員の2分の1以上から必要とされた事項

(連絡会議)

第6条 連絡会議は、会長が参加者を指名・招集し、議長を務め、以下のことを審議する。

- ①事業の実施計画と事業の具体的運営に関する事項
- ②その他事業の実施に関し必要と認める事項

(議決)

第7条 会議は出席すべき会員の2分の1以上の出席で成立する。委任状は、出席者とみなす。

- 2 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第9条 本規約に定めるほか必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める事ができる。

附則

- 1 本会の事務局は、千葉市中央区中央3-9-13 山本方に置く。
- 2 本規約は、2021年6月25日から適用する。